

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、土木工事を営むA会社（以下「会社」という。）の事業主であり、労災保険法第34条の規定に基づく第一種特別加入者として、労働局長から承認を受けていた者である。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、会社が請け負ったB舗装工事を行っていたところ、午後〇時頃に体調不良となり、自分の車の中で休んでいたものの、午後〇時頃に従業員が声をかけても身体を揺すっても反応がない状態であるところを発見された。被災者は、直ちにC病院に救急搬送されたが、同日、同病院で死亡が確認された。死亡診断書には、死亡したとき「平成〇年〇月〇日午後〇時〇分」、直接死因「致死性不整脈」（以下「本件疾病」という。）、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者に発症した本件疾病及び死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発症した疾病名及びその発症時期について、D医師作成の平成〇年〇月〇日付け死亡診断書によると、直接原因は「致死性不整脈」、死因の種類は「病死及び自然死」と記載されており、E医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書によっても、致死的不整脈などの心疾患を発症して急死した可能性が最も高いと考えられ、熱中症を発症したとする医学的根拠は認められず、死亡原因が熱中症によるとする根拠に乏しいと思料する旨述べられている。当審査会としても、被災者の症状経過及び医学的所見を精査したところ、これらの医師の見解は妥当であり、被災者は、平成〇年〇月〇日に本件疾病を発症して死亡したものと判断する。

(2) 被災者に係る本件疾病は、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しているところ、「不整脈による突然死等」については、対象疾病である「心停止（心臓性突然死を含む。）」に含めて取り扱うこととされており、当該疾病の業務起因性を判断するに当たっては、認定基準に則して、「業務による明らかな過重負荷」の有無を判断するものとされている。当審査会としても、認定基準の策定の経緯から、これらを妥当なものと認める。

(3) そこで、認定基準に照らして、以下のとおり検討する。

ア 異常な出来事

被災者は、本件疾病の発症日である平成〇年〇月〇日午前〇時過ぎから午後〇時頃まで、昼の休憩を挟んで〇時間程度、アスファルト舗装工事を行った後に死亡しており、その前日は雨天により現場の工事が中止のため会社事務所内で従事し、午後〇時頃に現場視察を行ったことが認められるところ、決定書に説示するとおり、強度の精神的負荷を引き起こす、又は、緊急に強度の身体的負荷を強いられるような突発的又は予測困難な異常な事態に遭遇したとは認められない。

イ 短期間の過重業務

被災者の本件疾病発症前1週間の勤務状況をみると、同期間の時間外労働時間数は11時間43分で、同期間に休日が1日あり、発症2日前と同4日前に、それぞれ半日、全日のF出張があったが、その移動距離を考慮しても、決定書に説示するとおり、被災者が特に過重な業務に従事したものと認められない。

ウ 長期間の過重業務

被災者の本件疾病発症前1か月の時間外労働時間数、又は発症前2か月間ないし6か月間の1か月当たりの平均時間外労働時間数をみると、決定書に説示するとおり、被災者の発症前1か月間の時間外労働時間数は26時間12分であり、また、発症前2か月間ないし6か月間にわたる1か月当たりの平均時間外労働時間数は、発症前4か月目の43時間24分が最長である。

以上のように、被災者の発症前1か月間の時間外労働時間数はおおむね100時間を超えておらず、また、発症前2か月間ないし6か月間にわたって1か月当たりおおむね80時間を超えてはおらず、さらに、この間の休日は確保されていたことから、当審査会としては、被災者が本件疾病発症前の長期間にわたって過重な業務に従事したものと認められないものと判断する。

エ したがって、被災者に発症した本件疾病は、認定基準の要件をいずれも満たさない。

- (4) 被災者の本件疾病に係る個体側リスク要因として、G医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書によると、被災者は、平成〇年〇月から糖尿病の治療を開始したが、毎日〇錠服用すべき薬を〇錠しか服用していないなど、規則正しい服用ができておらず、最終診察日の平成〇年〇月〇日の検査結果では、HbA1Cが7.6%とコントロール不良、体重が増加傾向であり、H協会作成の平成〇

年○月○日付け回答をみると、本件疾病発症前の1年間において、糖尿病治療のためにI医院に受診したのは○か月のみであったことが確認でき、さらに、喫煙は1日○本程度で、喫煙期間は○年に及んでいたことが認められる。

- (5) なお、請求人は、被災者が極めて暑熱な作業環境下にいたことから、作業環境の変化、すなわち、急激で著しい作業環境の変化にさらされて、「暑熱な場所における業務における熱中症」を発症し、死亡したものであると強く主張することから、当審査会として、被災者が死亡に至るまでの経緯について改めて精査したところ、被災者は、気分が悪くなってから救急車が到着するまでの間に、現場から離れ、車に移って休息し、さらにJから受け取ったジュースを飲むなど、熱中症の救急対応の基本である、休息、冷却、補水をすべて行ったにもかかわらず、短時間で心肺停止状態となっているものであり、その経過からも熱中症によって死亡したとは考えられないものである。
- (6) 以上のことから、本件疾病は、特段の外的誘因なく発症したものとみるのが相当であって、当審査会としては、本件疾病と業務との間に相当因果関係はないものと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。